

令和8年度 羽根小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなり得ることから、すべての児童にかかわる問題である。これらの基本的な考えを基に教職員が日ごろから些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

〈いじめの定義〉

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

〈いじめの解消〉

- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3カ月を目安とする。
- ②いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

（文科省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題調査」より）

2 いじめ防止対策組織

「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことがないように、組織として対応する。

〈構成員〉

校長 教頭 教務主任 校務主任 校務主任補佐 生活指導主任 学年主任
いじめ防止対策担当 養護教諭 関係職員

*必要に応じて スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー 等

3 令和8年度の取り組み

(1) 昨年度のいじめの実態や対応から明らかになった課題

- ①年間6回実施の「生活振り返りアンケート」により、嫌がらせがあることが分かったが、その多くが教師のいないところで起こってしまい、気づくのが遅れてしまうことが課題である。
- ②被害児童に寄り添うとともに、被害児童の保護者への報告、指導の方針を確認しながら対応を進めることが重要である。
- ③道徳の授業や日頃の生活の中で、未然防止の観点で児童の心に響くような取り組みを行っていくことが重要である。

(2) 課題を解決するための今年度の取組

- ①自分と友達によさを見つけ、互いに認め合う人間関係ができ心理的に安心できる学級づくり、学校づくりを進める。

【具体的な取組】

- ・人と人とのつながりを大切にして生活できるようにする。あいさつや友達への思いやりある行動などが見られたら称賛し、互いに認め合える関係づくりを進める。

- ・一人一人の自己有用感を育てるため、係活動や委員会活動、当番活動や清掃活動を活発化する。その活動をお互いに認めることを行ったり、学級通信や学年通信で紹介したりする。
- ・一人一人を認め、称賛する場面を多くし、自己肯定感を高められるよう導く。

②児童と教職員が信頼関係を築き、未然防止、早期発見につなげる。

【具体的な取組】

- ・児童と共に活動したり、会話を楽しんだりして、日頃から話しやすい関係を築く。
- ・児童の困り感に気付けるよう、日常観察を積極的に行う。
- ・児童は年間6回、保護者には年間3回の生活振り返りアンケートを実施し、情報収集を丁寧に行う。
- ・生活振り返りアンケート後には教育相談で、記述内容について丁寧に聞き取りを行い、児童の様子を把握するとともに小さなサインに気付けるようにする。
- ・担任以外にも安心して相談できるようたくさんの教師が児童に関わるようにし、全職員で全児童を育む。

③すべての教職員が同じ意識をもち、いじめ事案へ対応するために共通理解を図る場を設定するとともに、家庭でも情報モラルに関する約束をするよう協力を得る。

【具体的な取組】

- ・いじめ防止対策に関する現職研修を実施する。
 - ①いじめ防止基本方針の共通理解
 - ②WEB-QUの結果を分析
 - ③問題行動に対する初期対応について
- ・組織として対応できるよう、報告・連絡・相談を徹底し、毎月児童の情報共有を全職員で行う。
- ・報告シートを作成し、指導方針や保護者への対応記録を残す。そのファイルは、全職員がいつでも確認できるようにする。
- ・よくないことを見かけたときには、教師や保護者など大人に言えることが正しい集団をつくることにつながることを児童に知らせ、いじめ防止ができる集団づくりを行う。
- ・スマートフォンやパソコン、タブレット等の使い方や約束を家庭で決めてもらうよう紙面や保護者会等でお願いし協力を得る。
- ・保護者に情報モラルに関する理解・協力を得るため、紙面伝達または講演会等を開催する。

4 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ児童と保護者への生活振り返りアンケートを学期に1回実施（6月・11月・2月）、児童への簡易アンケートも学期に1回実施（5月・10月・1月）し、いじめ防止対策委員会がいじめに関する取組の検証を行う。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

